

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>（第二種特定化学物質）          第二条 法第二条第三項の第二種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。          一～二十三 （略）          二十四 ポリ（オキシエチレン）<u>  </u>アルキルフェニルエーテル          （アルキル基の炭素数が九のものに限る。第九条の表四の項において「NPE」という。）</p>			<p>（第二種特定化学物質）          第二条 法第二条第三項の第二種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。          一～二十三 （略）          （新設）</p>		
<p>（技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている製品）          第九条 法第三十六条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品とする。</p>			<p>（技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている製品）          第九条 法第三十六条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品とする。</p>		
第二種特定化学物質	製	品	第二種特定化学物質	製	品
一～三 （略）	（略）		一～三 （略）	（略）	
四 NPE	水系洗浄剤		（新設）	（新設）	